

長野県再犯防止推進計画の概要

健康福祉部地域福祉課

計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

過去に犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪による被害にあうことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するため策定。

2 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項の規定による、長野県の再犯防止等の施策の推進に関する計画

3 計画の期間 2019 年度～2022 年度（4 年間）

〔基本目標〕

安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域共生・信州

重点的に実施すべき取組及び主な施策

1 就労・住居の確保等のための取組

- ・協力雇用主の拡大に対する支援
- ・高齢者、障がい者等の県営住宅優先入居

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- ・地域生活定着支援センター等による福祉サービス利用支援及び帰住先確保支援
- ・薬物依存症当事者への支援プログラム

3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- ・非行防止教室の開催
- ・中学、高校での薬物乱用防止教育の推進
- ・修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- ・暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援
- ・性犯罪者、ストーカー加害者等の更生支援

5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- ・更生保護サポートセンターへの生活相談窓口の開設
- ・民間協力者の表彰

6 国、市町村、民間団体等との連携強化のための取組

- ・保護観察所等刑事司法関係機関、市町村、民間団体等との地域のネットワーク構築

計画の成果指標

- ① 長野県内の再犯者数〔現状〕 1,124 人（2017 年） → 〔目標〕 750 人（2022 年）
- ② 長野県居住者の新受刑者中の再入者数
〔現状〕 76 人（2017 年） → 〔目標〕 60 人（2022 年）

施策体系

基本 目標	重点的に実施すべき 取組	施策の展開・方向性
安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域共生・信州	第1節 就労・住居の確保等のための取組	1 就労の確保等の取組 (1)協力雇用主の拡大に対する支援 (2)就労に向けた支援の充実 (3)福祉的支援を必要とする者の就労支援 2 住居の確保等の取組 (1)地域社会における定住先確保のための支援
	第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	1 高齢者又は障がいのある者等への支援等 (1)高齢者又は障がいのある者等への支援 (2)高齢である犯罪をした者等に対する支援 (3)障がいのある犯罪をした者等に対する支援 (4)生活に困難を抱える犯罪をした者等に対する支援 2 薬物依存を有する者への支援等 (1)相談機能の充実 (2)意識啓発の実施
	第3節 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	1 学校等と連携した修学支援の実施等 (1)青少年の非行防止 (2)修学支援のための取組 (3)困難を抱える子どもたちを社会で支える取組
	第4節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	1 特性に応じた効果的な指導の実施等 (1)暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援 (2)性犯罪者への更生支援 (3)ストーカー加害者への更生支援
	第5節 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	1 民間協力者の活動の促進等 (1)適切な役割分担による効果的な連携体制の構築 (2)民間協力者の活動に対する支援 (3)市町村や公共的団体等の活動に対する支援 (4)協力雇用主の拡大に対する支援 (5)再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰 2 広報・啓発活動の推進等 (1)啓発事業への協力 (2)啓発事業の実施 (3)再犯防止の推進に係る実態調査の実施 (4)再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰
	第6節 国、市町村、民間団体等との連携強化のための取組	1 国、市町村、民間団体等との連携強化 (1)適切な役割分担による効果的な連携体制の構築 (2)啓発事業への協力
推進体制	計画の推進体制	